

国民スポーツ大会山口県代表選手及び監督の選考基準

令和3年3月19日制定

令和5年4月1日改定

国民スポーツ大会山口県代表選手及び監督については、国民スポーツ大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）に基づく、以下に記載する「参加資格」、「年齢基準」及び「山口県所属となる条件」のすべての基準を満たす者の中から選考する。

なお、各競技団体が選考する選手及び監督候補者は、下記基準を満たす者であり、かつ、各競技団体が定める選考基準に基づき選考された者であることが条件となる。

各競技団体は、選考した候補者の情報を山口県スポーツ協会に提出し、山口県スポーツ協会は、提出された候補者について、下記基準を満たし、かつ、山口県の代表としてふさわしいと認めた者を、国民スポーツ大会山口県代表選手及び監督として決定する。

1 参加資格について

(1) 選手及び監督に係るもの

- ① 選手及び監督は、日本国籍を有する者又は細則3（1）1）①に掲げる永住者等とする。
- ② 選手及び監督は、前回又は前々回大会（県予選会・選考会及びブロック大会を含む。）に山口県以外の所属として出場していない者（細則3（1）1）③に掲げる者を除く。）とする。
- ③ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ④ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会それぞれ1競技に限り参加できる。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、山口県以外の所属で参加することはできない。

(2) 選手に係るもの

- ① 各競技団体が定めた代表選手選考基準等に基づき実施する予選会又は選考会等を通じた者であること。（国民スポーツ大会予選会免除に関する要領及びトップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置により予選会免除となった者を除く。）
- ② 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- ③ ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(3) 監督に係るもの

- ① 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要領による。

2 選手の年齢基準について

原則として下記基準によるが、日本スポーツ協会が認める場合、競技種別において異なる年齢区分の設定を行うこと及び年齢基準の下限を大会開催年（冬季大会は前年）の4月1日現在、14歳（中学3年生）とすることができる。

(1) **成年種別**

大会開催年（冬季大会は前年）の4月1日現在、18歳以上の者とする。

(2) **少年種別**

大会開催年（冬季大会は前年）の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とする。

3 山口県所属となる条件について

各種別に掲げるいずれかが「山口県」に該当する者であること。

ただし、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかで参加する者は、当該年の4月30日以前から大会終了時まで、引き続き山口県に居住、勤務又は通学していなければならない。

(1) **成年種別**

- ① 居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が山口県内にある者
- ② 勤務先（主たる勤務実態）が山口県内にある者
- ③ 国民スポーツ大会ふるさと選手制度による「ふるさと」登録をした者

(2) **少年種別**

- ① 居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が山口県内にある者
- ② 学校教育法第1条に規定する学校の所在地が山口県内であり、通学している者
- ③ 勤務先（主たる勤務実態）が山口県内にある者
- ④ JOCエリートアカデミー在籍者は、卒業した小学校の所在地が山口県内であること。

(3) **条件の例外**

以下に掲げる者は前記基準の対象外とする。

- ① 成年種別における「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者
- ② 少年種別における「一家転住等に伴う特例措置」及び「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者